

審議会委員からの追加意見一覧

	①事業をする前(現状)に対して日影が増加した量が正しい影響のとらえ方である。 (現在の影と重複する部分を除いた増加量が本来の事業の影響である。)	②準備書で記載した「低減」効果の説明として、事業者の提示した単独棟案と比較して数値を出すのは(計算方法を含めて)不適切である。	③(Ⅰ)会議における事業者からの追加説明の必要性 (Ⅱ)これまでの説明に対する意見
佐藤会長	【○】	【×】 一つの検討案として示すのは問題ない。	(Ⅰ) 必要はない。
村尾副会長	【○】 審議会での会長の意見に賛成します。	【○】 計画時に低減を図る検討を行ったことは認められるが、現行の条例の下では、どのような項目であれ、そのことを評価に用いることには無理があると思います。	(Ⅰ) 必要はない。
山本委員	【○】	【○】	(Ⅰ) 必要はない。
遠井委員	【○】 現状との比較が事業の影響であると考えます。ただし、評価において、建築基準法及び都市計画法上の規制を基準とせず、こどもの健康及び学習環境への悪影響を評価する以上、日影ではなく、日照を基準とする現状との比較が望ましいと考えます。	【○】 低減(mitigation)とは、「従前の」(previous)事業、計画、政策に関連して予想される影響の回避、軽減をいうため、予定されていない事業との机上の比較は低減とはならないと考えます。	(Ⅱ) 子供の健康及び学習環境への悪影響の評価方法について、適切な説明を求めます。今回、諸般の事情により、評価方法については、方法書を作成し、議論を重ねるというステップがありませんでした。また、評価方法が確立せず、科学的不確実性があるならば、準備書にはその旨を記載するよう求めます。
宮木委員	【○】	【○】	(Ⅱ) 比較案による低減効果が、現状に対して許容できる範囲かどうかが問題です。計画案を大幅に変更しなければ「低減」と判断できないと思います。 また、健康や教育上の懸念に対して、適切な説明がなされておられませんので、これらを取り消すか、訂正されるよう望みます。
西川委員	【○】	【○】 (事業前(現状)と今回提出された計画案との比較をすべきで、「低減」は、計画案を変更し日影が計画案より改善した場合に使用すべき。)	(Ⅱ) そもそも比較案を持ち出して説明すること自体が適切ではない。 (計画案の変更がされた場合に、比較案となるのでは。)
森本委員	【○】 日影時間・日影面積よりは、日照時間や日照量で評価するほうがよいと感じています。 既往研究との比較がしやすくなるからです。	【○】	(Ⅱ) 適切な比較案・計算方法による説明が必要。それについての提案を別紙に示しています。
半澤委員	【×】 結果において既存の周辺建物の影響まで評価に加えることになり、今回の開発行為の評価の公平性が保てない。	【×】 事業としての検討過程で規模と形状の可能な最適化を行った過程の典型を示したものであると思うので、適当である。	(Ⅰ) 準備書については特にない。 但し、今後は北9条小学校関係者や周辺地域関係者との情報交換を十分に行って頂きたい。